

訪問介護事業所阿知の里運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人センチュリー岡山が開設する訪問介護事業所阿知の里（以下「事業所」という。）が行う指定第1号訪問事業サービス事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する規定を定め、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び、指定第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業所の第1号訪問事業サービスの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護、要支援の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。
- 3 訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問介護事業所阿知の里
- （2）所在地 岡山市東区下阿知1003番2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤1名、サービス提供責任者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に訪問介護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者（訪問事業責任者）2名（常勤2名）
サービス提供責任者は、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員

等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) 訪問介護員（生活支援訪問介護員） 5 名以上（常勤 2 名以上、非常勤 3 名以上）
訪問介護員（生活支援訪問介護員）は、訪問介護計画（生活訪問サービス計画書）に基づき、指定訪問介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名（常勤職員、施設の事務職員と兼務）
事務職員は、訪問介護事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第 6 条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護（生活支援訪問サービスでは提供しません）
- (2) 生活援助
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助（要介護者に限る。）

指定第 1 号訪問事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、当該第 1 号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護事業に要する交通費は、通常の実施地域を越えた地点から片道毎の実費をいただくこととする。また自動車を使用する場合は、別に次の料金の支払いを受けることとする。

- (1) 実施地域を越えて 1 kmにつき 18 円

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用日の前日の午後 5 時 3 0 分後のキャンセル又は連絡なく不在の状態になった場合は、原則としてサービスの内容にかかわらず、1 回につき 1,000 円のキャンセル料を徴収する。ただし、第 1 号訪問事業は除外する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市（ただし、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）及び瀬戸内市（ただし、旧牛窓町を除く。）の区域とする。

（衛生管理等）

第8条 事業者は、食中毒及び感染症の発生を予防するためにマニュアルを整備し、従業員に周知するなど感染予防に必要な措置を講じるとともに、従業員について適宜健康診断等を実施する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 事業所の従業員は、指定訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所（第1号訪問事業にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底するものとする。

（2）虐待防止のための指針を整備するものとする。

（3）虐待防止のための研修を年2回以上開催するものとする。

（4）虐待防止の担当者を置くものとする。

（5）サービスの提供にあたり、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の適正化を図るための措置）

第12条 事業者は、身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、各種サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するものとする。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- (4) 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者のサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施するものとする。
- 3 事業者は、必要に応じて業務継続計画を見直し、変更を行うものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第14条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

（苦情解決体制の整備）

第15条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者

が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(秘密保持等)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨に従業者に雇用時から徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 施設内研修 随時

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 事業者は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月10日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月20日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月26日から施行する。

この規定は、平成２９年４月１日から施行する。

この規定は、平成２９年１１月１日から施行する。

この規定は、平成３０年１月１日から施行する。

この規定は、令和元年９月１日から施行する。

この規定は、令和２年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。